

# 川上村建設工事等入札執行要領

奈良県川上村

## 第1 趣旨

- 1 川上村が執行する建設工事（以下「工事」という。）および測量業務、建築関係コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務、地質調査業務およびその他建設工事に関連する調査業務等（以下「業務委託」という。）に係る一般競争、指名競争を行なう入札の執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び川上村契約規則（平成9年4月1日規則第2号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。
- 2 競争入札においては、投函による入札のほか郵便による入札を行なうことができるものとする。

## 第2 入札通知

- 1 村長（以下「入札執行者」という。）は指名競争入札においては、入札参加業者（以下「入札者」という。）に入札通知書（様式1）により入札の通知をするものとし、一般競争入札においては、必要事項を公告するものとする。
- 2 入札の通知をするときは、次による見積期間を設けなければならない。ただしこの期間は、川上村の休日を定める条例（平成元年12月川上村条例第32号）第1条第1項に規定する村の休日を除いた期間とする。なお、やむを得ない事情があるときは2および3についてはその期間を3日以内に限り短縮することができる。
  - ア 対象工事の請負対象金額が500万円に満たない工事については1日以上
  - イ 対象工事の請負対象金額が500万円以上5,000万円に満たない工事については5日以上
  - ウ 対象工事の請負対象金額が5,000万円以上の工事については7日以上
- 3 業務委託について、第1号の通知をするときは、業務の内容に応じ必要な見積り期間を設ける事とする。
- 4 事前公表の方法は、仕様書に記載することとするほか、一般競争入札を行なう場合においては、公告文に記載することとする。また、最低制限価格を設定し、入札通知において入札参加業者に周知を図ることとする。

## 第3 仕様書の閲覧

入札者の閲覧に供する仕様書（図書を含む。以下同じ。）の作成および閲覧については次によるものとする。

- 1 仕様書はその工事および業務委託の設計単価、設計金額その他閲覧に供することを不適当とする事項を除き作成すること。
- 2 設計金額の事前公表をおこなう工事および業務委託については、設計金額の事前公表を行なうことおよび最低制限価格を採用することを、仕様書の閲覧時に明示すること。
- 3 仕様書を閲覧させるときは入札通知書の提出を求め、閲覧が終ったときは確認のうえこれを返すこと。
- 4 仕様書の閲覧は所定の期間に所定の場所において行わせること。ただし必要と認めるときはその閲覧にかえ、仕様書を貸し出すことができる。なお貸し出した仕様書は入札執行のとき返却させること。
- 5 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の「100分の10」に相当する金額を加算した額（1円未満端数切捨）をもって落札金額とするので、入札者は消費税および地方

消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の「110分の100」に相当する金額を入札書に記載するよう指示すること。

#### 第4 現場説明

入札に付そうとする工事又は業務委託の内容などにより必要があると認める場合を除き仕様書の閲覧を行うことにより現場説明を省略できるものとする。

#### 第5 予定価格・最低制限価格

- 1 予定価格、入札書比較価格、最低制限価格は、入札執行者が予定価格調書（様式2）に自ら決定記入し、入札執行時まで適切な方法により保管すること。
- 2 入札執行者は、工事および業務委託の履行確保のため、最低制限価格を採用するものとする。

#### 第6 契約保証金

入札執行者は、工事一件の設計金額が5,000万円以上の工事および同金額が1,000万円以上の業務委託について、適正な履行を確保するため、契約保証金を採用するものとする。

#### 第7 入札室の整理

入札執行者は、入札室を入札に支障のないよう整理しておくものとする。

#### 第8 入札時間の厳守

- 1 入札執行者は、入札の時間を厳守させ、入札予定時間に入札執行宣言ができるよう努めるとともに入札執行の順序の変更をしてはならない。
- 2 事前連絡の有無および理由の如何を問わず、入札執行宣言後の出席確認後に遅参した者は辞退したものとみなし入札に参加させないことを原則とするが、次に掲げる条件をすべて満たしている場合に限り、入札執行宣言後10分を限度として出席確認を遅らせることができるものとする。  
また、天災等により入札の執行に支障を来たと判断される場合は入札自体を延期することができる。  
ア 入札執行宣言前に、入札執行者に対して遅参する旨の連絡があること。  
イ 公共交通機関の遅参証明等遅参について客観的に証明できるものを提示できること。

#### 第9 入札の執行宣言

- 1 入札執行者は、予定時間の到来を持って入札を執行する旨を宣言するものとする。  
なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の「100分の10」に相当する金額を加算した金額（1円未満端数切捨）をもって落札する旨を併せて宣言するものとする。
- 2 入札執行回数、最低制限価格の採用の有無についてもその旨併せて宣言するものとする。

#### 第10 入札者の確認

- 1 入札者は原則1業者1名とし、入札執行者は、入札を執行する旨の宣言をした後、速やかに入札者の出席を確認するものとする。

この場合、代理で入札するものについては委任状を提出させること。

2 出席確認の結果、入札者が3者未満の場合は、入札を中止し、その旨宣言すること。

#### 第11 立ち入りの禁止

入札執行者は、入札の執行を宣言し、入札者の出席を確認した後は、入札辞退者や無効な入札をした者に退室を求めるほかは、入札室への立ち入りを一切禁止するものとする。

#### 第12 工事および業務委託内容の指定

入札執行者は、入札宣言後入札書の投函前に仕様書に記載の特記事項および入札条件となる事項を指示し、質問の有無を確かめ、内容に疑義の無いようにするものとする。

#### 第13 入札についての注意事項

入札執行者は、次の事項について注意するとともに、入札者に対して以下については違反した場合に無効となる旨を周知するものとする。

- 1 入札者の氏名若しくは印影が不明瞭なものは無効とする
- 2 入札者の記名押印の無いものは無効とする
- 3 工事名、工事場所、工事番号の誤脱は無効とする。
- 4 同一入札者がした2以上の入札は無効とする
- 5 入札金額の訂正もしくは判読しがたいと認められるものは無効とする。
- 6 入札に関し、公正な入札の執行を害する行為をした者の入札は無効とする。
- 7 入札に関し、談合等の不正行為をした者の入札は無効とする。
- 8 入札書は封印し、封書の表に入札書と明記し併せて工事・委託番号および工事・委託名を記入すること。
- 9 すでに投函した入札書をひきかえ変更しまたは取消すことはできない。

#### 第14 入札書等の提出方法

- 1 投函による入札においては、入札書等（入札書およびこれに同封すべき書類をいう。）は入札者に自ら投函させるものとする。
- 2 郵便による入札は次の方法により行なわせるものとする。
  - (1) 郵便の種類は簡易書留郵便とする。
  - (2) 入札書は、封筒に「〇月〇日開札（入札工事名）入札書在中」と朱書きするとともに、入札書と入札金額の内訳を記載した書類を入れ封印等の処理をし、入札執行者宛の親展とする。
  - (3) 代理人名義での入札書の提出は認めない。

また、特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）に係る入札書は、当該特定JVの構成員全員が記名、押印のうえ提出するものとする。
  - (4) 入札書は、提出期限までに必着させるものとする。
  - (5) (1)、(2) および (3) の方法によらない郵便入札は原則として無効とする。

## 第15 入札書等の提出期限

郵便による入札書等の提出期限は、第2の入札通知書に記載する入札年月日の前日、および入札通知書に提出期限が指定されている日とする。（その日が土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合にはその前日）。

## 第16 入札書等の受領

郵便による入札における入札書等の受領は、次によるものとする。

- (1) 入札執行者は、入札書等を受領したときは、郵便入札受付簿（様式3）に受付日等必要事項を記入するとともに、封緘のまま開札時間まで厳重に保管しなければならない。
- (2) 前項の受付日は、郵便局から簡易書留郵便を受領した日とする。
- (3) 第15の提出期限後に送付された入札書等は、入札条件に違反し無効となるため、当該郵便物は開封せず保存しておくものとする。なお、この場合、後日の紛争をさけるため関係郵便局に配達日を確認しておくこととする。
- (4) 提出された入札書等は、書換え、変更または取消をすることができない。  
なお、これに違反した場合は入札を無効とする。

## 第17 郵便入札の際の立ち会い

郵便による入札を執行する際には、入札執行者は、当該入札に係る入札参加者の中から開札の立会人を2名選定し、開札に際し立会わせるものとする。

開札の立会人の選定方法については別に定め、立会人を希望する場合には開札立会申請書（様式4）を送付し立会いを希望するものとする。

開札の立会いは、開札に立会うこととなった入札参加者又は当該入札参加者から委任を受けた代理人が行うものとし、代理人が立会を行う場合は、委任状（様式5）を提出するものとする。

開札日時になっても立会人が参集しない場合は、当該入札事務に関係のない職員で入札執行者が指名した者が立会うものとする。

## 第18 開札

入札執行者は、入札参加者（立会人を含むものとする。以下同じ。）の面前において開札を行なうものとする。開札にあたっては、開札事務従事者の内1名は入札者の氏名および入札金額を読み、他の1名はこれを開札録に記入する者とする。

なお立会人は、開札前に開札立会書（様式6）に署名しなければならない。

## 第19 落札者の決定

入札執行者は、次により落札者を決定するものとする。

- (1) 最低制限価格以上の範囲で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 予定価格調書は、開札が終るまで開封しないものとする。
- (3) 落札者が決定した場合は、落札者および落札金額を発表し、入札の終了を宣言する。

## 第20 入札結果の公表

落札者の決定後、速やかに入札結果を林業建設課において閲覧に供するものとする。

#### 第21 入札執行回数および入札の打ち切り

入札執行回数および落札者となるべき者が無いときの取り扱いは次のとおりとする。

- 1 入札執行回数は1回とする。
- 2 落札者となるべき者が無いときは、入札の打ち切りを宣言するものとする。

#### 第22 くじによる落札者の決定

落札者となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、投函による入札の場合においては、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとし、郵便入札の場合においては、入札事務に関係のない職員に、当該入札者に代わってくじを引かせ落札者を決定する。

#### 第23 その他

- 1 入札を辞退するときは、投函するまで、および入札書を郵送するまでに、辞退届を提出させるものとする。
- 2 入札辞退届の提出は、持参を原則とする。

#### 附則

この要領は、平成 9年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成14年 9月 3日から施行する。

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成19年11月16日から施行する。

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成29年 5月 1日から施行する。

この要綱は、令和 元年 5月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年 5月 1日から施行する。